

## 交通騒音・振動調査結果等について（自動車）

### 1 自動車騒音（参考資料 1 1～5 頁、14～34 頁）

#### （1）環境基準達成状況について

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間に本県及び県内各市が調査を実施した、自動車騒音に係る環境基準達成状況は、表 1 のとおりです。

表 1 最近 3 年間の自動車騒音に係る環境基準達成状況

年 度	愛知県			(参考) 全国		
	評価区間内 全戸数	評価区間数	環境基準 達成率	評価区間内 全戸数	評価区間数	環境基準 達成率
平成27年度	492,458戸	1,020区間	96.2%	8,185,300戸	34,830区間	93.6%
平成28年度	486,149戸	1,062区間	96.3%	8,618,400戸	38,311区間	93.2%
平成29年度	463,559戸	1,087区間	95.8%	—	—	—

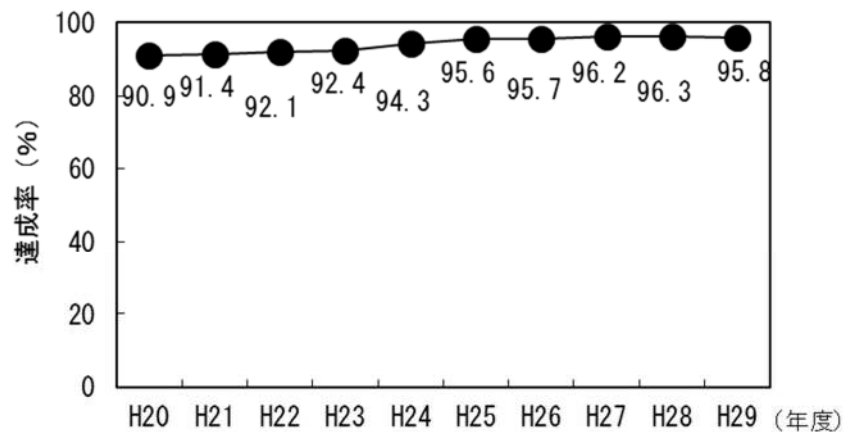


図 1 自動車騒音に係る環境基準達成率の経年変化

また、平成 29 年度の本県における道路種別ごとの自動車騒音に係る環境基準達成状況は、表 2 のとおりです。

表 2 平成 29 年度の道路種別ごとの自動車騒音に係る環境基準達成状況（愛知県）

道路種別	評価区間延長	評価区間内 全戸数	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率
高速自動車国道	115.0km	11,076 戸	10,424 戸	94.1%
一般国道	644.2km	109,663 戸	101,385 戸	92.5%
県道	1,309.1km	258,198 戸	249,010 戸	96.4%
4車線以上の市道	200.7km	109,861 戸	106,284 戸	96.7%
合 計	2,269.0km	注 <sup>1)</sup> 463,559 戸	注 <sup>1)</sup> 443,934 戸	注 <sup>2)</sup> 95.6%

注 1) 交差点に位置し複数の道路に面している住居等はそれぞれの道路種に計上されるため、合計戸数は表の合計と合わない

注 2) 合計欄であるが、平均値を表す。

## (2) 要請限度超過状況について

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間に本県及び関係市町村が調査を実施した、自動車騒音に係る要請限度超過状況は、表 3 のとおりです。

表 3 最近 3 年間の自動車騒音に係る要請限度超過状況（愛知県）

年 度	調査地点数	要請限度超過地点数	要請限度を超過した割合
平成27年度	132	6	4.5%
平成28年度	129	7	5.4%
平成29年度	126	6	4.8%

また、平成 29 年度の本県における道路種別ごとの自動車騒音に係る要請限度超過状況は、表 4 のとおりです。

表 4 平成 29 年度の道路種別ごとの自動車騒音に係る要請限度超過状況（愛知県）

道路種別	調査地点数	要請限度超過地点数	要請限度を超過した割合
高速自動車国道	4	0	0%
一般国道	63	6	9.5%
県 道	54	0	0%
市 道	5	0	0%
合 計	126	注) 6	4.8%

注) 6 地点の内訳は、一般国道 1 号 2 地点、一般国道 23 号 3 地点、一般国道 247 号 1 地点である。

## 2 道路交通振動（参考資料 1 6～7 頁、35 頁）

### (1) 要請限度超過状況について

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間に本県及び関係市町村が調査を実施した、道路交通振動に係る要請限度超過状況は、表 5 のとおりです。

平成 29 年度において道路交通振動に係る要請限度を超過した地点はありません。

表 5 最近 3 年間の道路交通振動に係る要請限度超過状況（愛知県）

年 度	調査地点数	要請限度超過地点数	要請限度を超過した割合
平成27年度	64	0	0%
平成28年度	63	0	0%
平成29年度	52	0	0%

## 3 今後の対応

県及び市町村は引き続き、監視を行い、環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況を把握していきます。

また、自動車騒音の環境基準達成に向けて、国、県等の機関がそれぞれの役割のもとに、自動車からの騒音を低減させる発生源対策、低騒音舗装や環境施設帯の整備等の道路構造対策など、総合的な自動車環境対策を進めていきます。

## 参 考

### 1 自動車騒音

#### (1) 道路に面する地域に係る環境基準（自動車騒音に係る環境基準）

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型		環境基準 ( $L_{Aeq}$ )	幹線交通を担う道路に近接する空間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地 田園住居地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間 60dB以下 夜間 55dB以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間 70dB以下 夜間 65dB以下 (全地域共通) ※備考参照
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間 65dB以下 夜間 60dB以下

#### ※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。

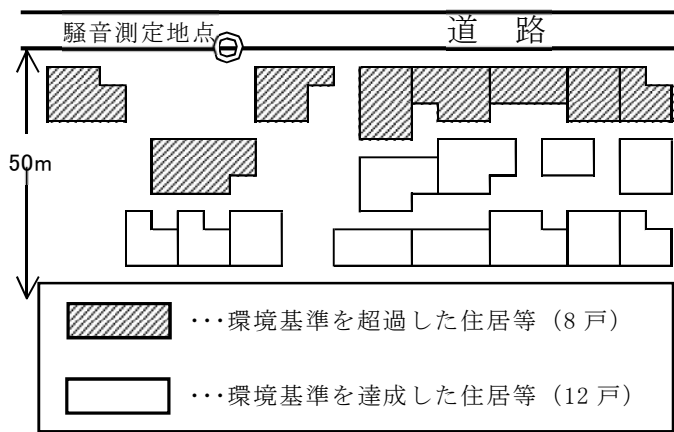
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超越する車線を有する幹線交通を担う道路 20m

3 時間の区分について、「昼間」は6時から22時までの間、「夜間」は22時から翌朝6時までの間。

## (2) 環境基準の評価方法

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル (LAeq) の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する。

<環境基準の評価方法例>



騒音測定地点での騒音レベルから、  
個々の住居等の騒音レベルを推計



環境基準を達成する住居等の戸数  
と割合を把握する。

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数 (12戸)}}{\text{評価区間内全戸数 (20戸)}} = 60\%$$

・等価騒音レベル (LAeq) とは、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したもののこと。

## (3) 自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

区域区分	要請限度 (LAeq)		
	道路に面する区域		幹線交通を担う 道路に近接する 区域
	1車線	2車線 以上	
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	昼間 65dB 夜間 55dB	昼間 70dB 夜間 65dB
b	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定め られていない地域	昼間 65dB 夜間 55dB	昼間 75dB 夜間 70dB (全区域共通)
c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間 75dB 夜間 70dB	

(注) 「幹線交通を担う道路」については1(1)の注1と、「幹線交通を担う道路に近接する区域」については1(1)の注2の「幹線交通を担う道路に近接する空間」と、昼間・夜間の区分(時間帯)については1(1)の注3と同じである。

## 2 道路交通振動

### (1) 道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条第1項に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

	区域区分	要請限度 (L <sub>10</sub> )
1	第1種低層住居専用地域	昼間65dB
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	夜間60dB
	第2種住居地域	
	準住居地域	
	田園住居地域	
2	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間70dB
	近隣商業地域	
	商業地域	夜間65dB
	準工業地域	
	工業地域	

(注) 1 L<sub>10</sub>とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の10%をそれぞれ除いた80%レンジの上端値を示す。

2 「昼間」は7時から20時までの間、「夜間」は20時から翌朝7時までの間。